

堺市公報 第233号	令和4年9月9日発行
<b>堺市公報</b>	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<告示>

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の指定について  
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の廃止について  
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 4
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の名称変更について  
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 5
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の所在地変更について  
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 5
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の指定について  
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 6
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の廃止について  
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 7
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の名称

変更について

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	8
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の所在地変更について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	8
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の指定について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	9
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の廃止について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	10

<公告>

○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について	
【ICTイノベーション推進室】	11
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について	
【財政局契約部調達課】	12
○令和4年度第1回堺市都市計画公聴会の開催について	
【建築都市局都市計画部都市計画課】	13
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	18
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	18

<監査委員公表>

○監査結果に基づく措置通知書の公表	
【監査委員事務局監査課】	19
○監査結果に関する報告に添える意見への対応状況報告書の公表	
【監査委員事務局監査課】	23
○監査結果に基づく措置通知書の公表	
【監査委員事務局監査課】	30

## 告 示

## 堺市告示第303号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和4年9月9日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 診療所

名称	所在地	指定年月日
にで眼科	堺市中区深井清水町2114-2	令和4年8月1日
my clinic	堺市堺区新町4-22 工電舎ビル3-B号室	令和4年8月1日
スマイルキッズクリニック	堺市堺区田出井町1 ベルマージュ堺1階114号	令和4年8月1日
かねの小児科	堺市堺区材木町東1-2-13	令和4年7月1日
大川内科医院	堺市堺区京町通3-25	令和4年7月1日

## 2 歯科

名称	所在地	指定年月日
みんなの歯科	堺市南区鴨谷台2-2-6 南海光明池ビル3階	令和4年9月1日

## 3 薬局

名称	所在地	指定年月日
スギ薬局在宅調剤センター新金岡店	堺市北区長曾根町720-1 2階	令和4年8月1日
栄泰橋薬局	堺市堺区永代町1-1-21 1F	令和4年8月1日
エムケー薬局	堺市中区深井清水町3318	令和4年7月1日

堺市告示第304号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和4年9月9日

堺市長 永 藤 英 機

1 診療所

名称	所在地	廃止年月日
大野耳鼻咽喉科	堺市南区鴨谷台2-1-3 光明池 アクト3階	令和4年7月30日
かねの小児科医院	堺市堺区材木町東1-2-13	令和4年6月30日
大川内科医院	堺市堺区京町通3-25	令和4年6月30日

2 歯科

名称	所在地	廃止年月日
本城歯科医院	堺市西区鳳東町4-408-1 鳳ロイ ヤルビル2F	令和4年9月1日

3 薬局

名称	所在地	廃止年月日
エムケー薬局	堺市中区深井清水町3285 スギモトビル1階	令和4年6月30日

堺市告示第305号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和4年9月9日

堺市長 永藤英機

変更前の名称	変更後の名称	所在地	変更年月日
諏訪の森まさむねデンタルクリニック	諏訪ノ森歯科・矯正歯科	堺市西区浜寺諏訪森町西2-79-1 イオンタウン諏訪の森2階	令和4年6月1日

堺市告示第306号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和4年9月9日

堺市長 永 藤 英 機

名称	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
ジョイ訪問看護ステーション堺	堺市堺区北三国ヶ丘町 1-1-16 レディデ ンツヨネダB32	堺市堺区神保通3-23 -1	令和4年7月1日



堺市告示第307号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和4年9月9日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	事業所名称	所在地	指定年月日
介護予防居宅療養管理指導	ララランドクリニック	堺市中区八田西町1-422-2	令和4年6月1日
介護予防訪問リハビリテーション	ララランドクリニック	堺市中区八田西町1-422-2	令和4年6月1日
介護予防訪問看護	ララランドクリニック	堺市中区八田西町1-422-2	令和4年6月1日
介護予防通所リハビリテーション	ララランドクリニック	堺市中区八田西町1-422-2	令和4年6月1日

通所リハビリテーション	ララランドクリニック	堺市中区八田西町1-422-2	令和4年6月1日
介護予防居宅療養管理指導	医療法人太田医院	堺市東区北野田114-6	令和4年6月1日
介護予防居宅療養管理指導	カイセイ薬局	堺市北区長曾根町1213-5	令和4年6月1日

堺市告示第308号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和4年9月9日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	事業所名称	所在地	廃止年月日
居宅療養管理指導	大川内科医院	堺市堺区京町通3-25	平成20年7月31日
訪問リハビリテーション	大川内科医院	堺市堺区京町通3-25	平成20年7月31日
訪問看護	大川内科医院	堺市堺区京町通3-25	平成20年7月31日
居宅療養管理指導	本城歯科医院	堺市西区鳳東町4-408-1 鳳ロイヤルビル2F	令和4年9月1日
居宅介護支援	ニチイケアセンター堺	堺市堺区竜神橋町1-2-16 山久ビル2階B号	平成13年7月1日
居宅介護支援	ハイジ	堺市堺区昭和通2-34-1	令和4年5月31日

居宅介護支援	安福整骨院介護支援事務所	堺市堺区向陵東町3-5-24 安福ビル2階	令和4年6月30日
--------	--------------	--------------------------	-----------

堺市告示第309号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和4年9月9日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	変更前の名称	変更後の名称	所在地	変更年月日
介護予防居宅療養管理指導	諏訪の森まさむね デンタルクリニック	諏訪ノ森歯科・矯正 歯科	堺市西区浜寺諏訪 森町西2-79-1 イオンタウン諏 訪の森2階	令和4年6月 1日
居宅療養管理 指導	諏訪の森まさむね デンタルクリニック	諏訪ノ森歯科・矯 正歯科	堺市西区浜寺諏訪 森町西2-79-1 イオンタウン諏 訪の森2階	令和4年6月 1日

堺市告示第310号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支



援法」という。)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号(中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和4年9月9日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	名称	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
介護予防訪問看護	ジョイ訪問看護ステーション堺	堺市堺区北三国ヶ丘町1-1-16 レディデンツヨネダB32	堺市堺区神保通3-23-1	令和4年7月1日
訪問看護	ジョイ訪問看護ステーション堺	堺市堺区北三国ヶ丘町1-1-16 レディデンツヨネダB32	堺市堺区神保通3-23-1	令和4年7月1日
居宅介護支援	うさぎの家ケアプランセンター	堺市北区百舌鳥梅町1-18-4	堺市北区百舌鳥梅町1-1-6 昭和ビル103	令和4年6月1日
介護予防福祉用具貸与	株式会社ヤマシタ堺営業所	堺市西区上714-1 朝日医療ビル鳳南2階B号室	堺市北区金岡町30-01-3	令和4年8月1日
福祉用具貸与	株式会社ヤマシタ堺営業所	堺市西区上714-1 朝日医療ビル鳳南2階B号室	堺市北区金岡町30-01-3	令和4年8月1日
特定介護予防福祉用具販売	株式会社ヤマシタ堺営業所	堺市西区上714-1 朝日医療ビル鳳南2階B号室	堺市北区金岡町30-01-3	令和4年8月1日
特定福祉用具販売	株式会社ヤマシタ堺営業所	堺市西区上714-1 朝日医療ビル鳳南2階B号室	堺市北区金岡町30-01-3	令和4年8月1日

堺市告示第311号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり施術機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和4年9月9日

堺市長 永藤英機

1 あんま・マッサージ

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
古梅 里奈	サンケア訪問マッサージ・はりきゅう あびこ本院	大阪市住吉区菟田3-17-4 エクセルアビコ3F	令和4年8月1日

2 はり・きゅう

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
原田 健児	原田鍼灸院	堺市西区堀上緑町1-8-62-2	令和4年8月1日
古梅 里奈	サンケア訪問マッサージ・はりきゅう あびこ本院	大阪市住吉区菟田3-17-4 エクセルアビコ3F	令和4年8月1日

堺市告示第312号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定施術機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中

国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和4年9月9日

堺市長 永 藤 英 機

1 はり・きゅう

施術者	施術所名	所在地	廃止年月日
松尾 千暁	ケヤキ鍼灸院	堺市中区深井水池町3224	平成29年8月28日

2 柔道整復

施術者	施術所名	所在地	廃止年月日
松尾 千暁	ケヤキ整骨院	堺市中区深井水池町3224	平成29年8月28日

公 告

堺市公告第480号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年9月9日

堺市長 永 藤 英 機

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

共通基盤システムバージョンアップ（申請管理機能追加）業務 1式

- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地  
ICTイノベーション推進室  
堺市堺区南瓦町3番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和4年8月16日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
富士通Japan株式会社 大阪第一統括ビジネス部  
統括部長 田中 美治  
大阪府大阪市中央区城見2丁目2番6号
- 5 随意契約に係る契約金額  
¥31,414,680- (取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

~~~~~

堺市公告第481号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年9月9日

堺市長 永藤英機

- 1 落札に係る調達物品等の名称及び数量

こども園保育総合支援システム用タブレット端末 122式

- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地  
財政局契約部調達課  
堺市堺区南瓦町3番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和4年8月3日
- 4 落札者の氏名及び住所  
西日本電信電話株式会社 関西支店  
執行役員関西支店長 小川 成子  
大阪府大阪市西区阿波座2丁目1番11号
- 5 落札金額  
¥22,854,260—（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和4年6月22日

~~~~~

堺市公告第482号

南部大阪都市計画区域区分の変更、南部大阪都市計画用途地域の変更、南部大阪都市計画特別用途地区の変更、南部大阪都市計画高度地区の変更、南部大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更並びに南部大阪都市計画公園の変更の案の作成に当たり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する予定であるので、堺市都市計画公聴会要綱（平成15年制定）第3条の規定により公告する。

なお、同要綱第4条の規定に基づく公述の申出がないときは、公聴会は、開催しないものとする。

令和4年9月9日

堺市長 永 藤 英 機

1 都市計画の原案の概要等

別紙のとおり

2 公聴会の開催を予定する日時及び場所

(1) 日時 令和4年10月6日(木) 午前10時00分から

(2) 場所 堺市堺区南瓦町2番1号

堺市総合福祉会館5階 研修室B

3 公述申出書に関する事項

(1) 公述申出手続

公聴会で意見を述べることを希望する者は、都市計画の原案の名称、住所、氏名、電話番号、意見の要旨等を記載した公述申出書を持参又は郵送により提出すること。

なお、公述人が意見を述べることができる時間は、別紙に記載する案件（「黒山地区における区域区分及び用途地域等」、「水賀池公園及び用途地域等」又は「新金岡及び泉北ニュータウンにおける用途地域等」）ごとに1人30分以内とする。

(2) 提出先

堺市建築都市局都市計画部都市計画課

所在地：〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

電話：072-228-8398

(3) 提出期限

令和4年9月27日(火) (必着)

4 傍聴に関する事項

(1) 傍聴手続

公聴会を傍聴しようとする者は、案件名（「黒山地区における区域区分及び用途地域等」、「水賀池公園及び用途地域等」又は「新金岡及び泉北ニュータウンにおける用途地域等」のうち希望するもの）、住所、氏名、電話番号及び傍聴を希望する旨を記載して、はがき又は電子メールにより申し出ること。（先着順）

(2) 申出先

ア はがきによる場合

郵送先：〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市建築都市局都市計画部都市計画課

イ 電子メールによる場合 tokei@city.sakai.lg.jp

(3) 申出期限

令和4年9月27日（火）（必着）

(4) 傍聴者の定員

10人

5 都市計画の原案の概要等の掲示場所及び掲示期間

(1) 掲示場所

市政情報センター（堺市役所高層館3階）、各区役所市政情報コーナー及び都市計画課（堺市役所高層館16階）

(2) 掲示期間

令和4年9月9日から同月27日まで

別紙 都市計画の原案の概要等

【案件 黒山地区における区域区分及び用途地域等】

ア 原案の名称

- ・南部大阪都市計画区域区分の変更
- ・南部大阪都市計画用途地域の変更
- ・南部大阪都市計画高度地区の変更
- ・南部大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更

イ 原案の概要

次のとおり、区域区分、用途地域、高度地区、防火地域及び準防火地域を変更する。

地区名	面積 (約 ha)	変更前	変更後
黒山地区	9.8	市街化調整区域	市街化区域 近隣商業地域(300/80) 準防火地域
	0.8	市街化調整区域	市街化区域 第一種住居地域(200/60) 高度地区(第三種) 準防火地域
	3.5	市街化調整区域	市街化区域 準工業地域(200/60) 準防火地域
	0.0	市街化区域 準工業地域(200/60) 準防火地域	市街化区域 近隣商業地域(300/80) 準防火地域

※ ( / ) 内は、(容積率/建蔽率)を示す。

【案件 水賀池公園及び用途地域等】

ア 原案の名称

- ・南部大阪都市計画公園の変更
- ・南部大阪都市計画用途地域の変更
- ・南部大阪都市計画高度地区の変更

イ 原案の概要

(1) 都市計画公園の変更

( ) 内は変更前

種別	名 称		位 置	面 積
	番号	公園名		
地区 公園	4・4・201-11	水賀池 公園	(堺市中区深井水池町、深井沢町各地内) 堺市中区深井水池町地内	(約 6.3ha) 約 4.0ha

(2) 用途地域等の変更



次のとおり、用途地域、高度地区を変更する。

地区名	面積 (約 ha)	変更前	変更後
深井駅 周辺地区	9.7	第一種中高層住居専用地域(200/60) 高度地区(第二種) 準防火地域	近隣商業地域(300/80)  準防火地域

※市街化区域

※( / )内は、(容積率/建蔽率)を示す。

【案件 新金岡及び泉北ニュータウンにおける用途地域等】

ア 原案の名称

- ・南部大阪都市計画用途地域の変更
- ・南部大阪都市計画特別用途地区の変更

イ 原案の概要

次のとおり、用途地域、特別用途地区を変更する。

地区名	面積 (約 ha)	変更前	変更後
新金岡駅 周辺地区	44.9 北西部	第一種中高層住居専用地域(200/60) 高度地区(第二種) 準防火地域	第一種中高層住居専用地域(300/60) 特別住居地区 高度地区(第二種) 準防火地域
	50.6 北東部	第一種中高層住居専用地域(200/60) 高度地区(第二種) 準防火地域	第一種中高層住居専用地域(300/60) 特別住居地区 高度地区(第二種) 準防火地域
泉ヶ丘駅 周辺地区	176.6	第一種中高層住居専用地域(200/60) 高度地区(第二種) 準防火地域	第一種中高層住居専用地域(300/60) 特別住居地区 高度地区(第二種) 準防火地域
拇・美木 多駅周辺 地区	107.8	第一種中高層住居専用地域(200/60) 高度地区(第二種) 準防火地域	第一種中高層住居専用地域(300/60) 特別住居地区 高度地区(第二種) 準防火地域
光明池駅 周辺地区	89.1	第一種中高層住居専用地域(200/60) 高度地区(第二種) 準防火地域	第一種中高層住居専用地域(300/60) 特別住居地区 高度地区(第二種) 準防火地域

※全て市街化区域

※( / )内は、(容積率/建蔽率)を示す。

※特別用途地区：特別住居地区を指定し、条例により以下の建築物を制限

- ・共同住宅、寄宿舎又は下宿以外の用途に供する部分の容積率が200%を超える建築物



堺市公告第483号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年9月9日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市西区上野芝町六丁187番1、187番14、187番15の一部及び187番17の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市住吉区長居東四丁目11番4号

日経ホーム株式会社

代表取締役 濱崎 武蔵



堺市公告第484号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年9月9日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市南区大庭寺763番1及び763番4

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府岸和田市上松町454番地の1 サンヒル岸和田ⅡG-201号

浅野 敏和

監査委員公表

堺市監査委員公表第36号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年9月9日

堺市監査委員	小堀清次
同	田淵和夫
同	藤坂正則
同	播磨政明

水建 第1326号

令和4年8月25日

堺市監査委員様

堺市上下水道事業管理者

出未 明彦

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

令和4年6月30日付け監査委員報告第4号 工事監査

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	定期監査(工事監査)	
監査実施期間	令和4年4月1日～令和4年6月30日	
措置を講じた部局等	上下水道局	
指摘事項等	措置内容	所管部課
<p>1 引野町ほか配水管布設工事 2 豊田ほか配水管布設工事</p> <p>本工事及び「2 豊田ほか配水管布設工事」は、車道部の路盤が堅固である理由から、掘削幅両端と中央部の3か所を深さ50cm(舗装厚15cm、路盤厚35cm)のカッターで切断する工法を採用している。</p> <p>しかし、50cmのカッター切断、堅固な路盤の掘削及び積込みを行った事実を裏付ける写真が不足していることから、設計図書に示されている工法の施工確認ができなかった。</p> <p>工事監理を適切に行い、受注者の指導、監督を徹底し、工事内容が検収できる工事書類を確実に作成されたい。</p> <p>また、50cmのカッター切断は、市に積算単価がないため、見積価格によって単価を決定している。</p> <p>しかし、40cmのカッター切断の市単価と、見積価格を比較すると価格差が約1.9倍(約2100万円相当)になっている。</p> <p>50cmのカッター切断の単価について適正であるか検証されたい。</p>	<p>当該2件の工事は、50cmカッター切断及び堅固な路盤の施工状況や検尺の工事写真が不足しており、その原因は、発注者と受注者の双方が、工事完成後不可視となる出来形の写真管理を怠ったことに有りました。</p> <p>このことから工事監理の改善として、今後の発注分については水道工事施工管理基準の写真管理の強化と併せて立会項目や段階確認項目を明確に特記仕様書などの契約図書に示し、履行確認を徹底します。</p> <p>なお、現在施工中の工事に対しても、上記内容を踏まえ適切な工事監理を行うよう指示をしました。</p> <p>受注者に対しては、工事内容が検収できる工事書類の作成を確実にを行うよう同管理基準の遵守の指導を強化します。</p> <p>設計図書と現場の照査においては、本掘時に市職員が立会いのもと確認を行い、施工条件が実際と一致しない場合は、堺市上下水道局建設工事等設計変更事務取扱要領を遵守し設計変更を行います。</p> <p>下水道工事においてもこれらの内容を踏襲し、上下水道局で統一した取組みを行ってまいります。</p>	<p>水道部 水道サービスセンター 水道建設管理課</p>

	<p>50 cmのカッター切断工の単価については、今回、改めて8社から設計時の条件で見積り単価を徴収し検証しました。</p> <p>40 cmのアスファルト舗装版切断の市単価（R4年7月）と50 cm（アスファルト15 cm＋鉋さい路盤35 cm）の見積り単価を比較した結果、各社とも約2倍以上の価格差でした。</p> <p>見積り単価は、現場条件により路盤の固さや深さに応じて労務費やカッターの損料が変動しますが、50 cmカッター切断単価の価格比較の検証においては、結果的に妥当であったと考えます。</p> <p>当該2件の工事を踏まえ、前述の工事監理の強化を取組むとともに、舗装カッター切断工では、路盤固さ、切断深さ及び中央部切断の必要性等を勘案し、より現場条件に見合った設計を行ってまいります。</p>	
--	---	--



堺市監査委員公表第37号

監査の結果に関する報告に添える意見への対応状況の報告があったので、次のとおり公表する。

令和4年9月9日

堺市監査委員	小堀清次
同	田淵和夫
同	藤坂正則
同	播磨政明

行 管 第 530 号

令和4年8月17日

堺 市 監 査 委 員 様

堺市長 永藤 英機

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり通知いたします。

また、令和4年3月30日付け監委第1759号で提出のあった定期監査及び行政監査の結果に関する報告に添える意見について、対応を講じましたので、別紙のとおり報告いたします。

記

令和4年3月30日付け監査委員報告第32号 システム監査(ICTイノベーション推進室)



監査結果に添える意見への対応状況報告書

監査の種類	定期監査及び行政監査	
監査実施期間	令和3年11月1日 ～ 令和4年3月30日	
意見		対応状況
<p>地方自治法第199条第10項の規定に基づき、令和3年度に実施した定期監査及び行政監査の監査結果報告に次のとおり意見を添える。</p> <p>1 公金外現金について</p> <p>地方自治法の改正に伴い、内部統制評価報告書の作成・審査の制度（以下「内部統制制度」という。）が導入されて2年が経過するところである。内部統制の充実強化を図るべき事務は多岐にわたるが、内部統制制度の初年度（令和2年度）及び2年度目（令和3年度）においては、現金等に係る事務を重点項目としている。</p> <p>しかし、本年度の定期監査において、公金外現金に係る事務の運用不備が多くの監査対象部局（市長公室、危機管理室、市民人権局、文化観光局及び消防局）で発生していた。内部統制充実に向けた取組の重点項目とされた現金等に係る事務に含まれる公金外現金の取扱いにおいて多くの不備が指摘される現状は、内部統制制度導入の効果が問われることを示すことになる。このような現状に鑑み、監査結果に添える意見を表明する。</p> <p>本年度と前年度とでは監査対象部局は異なるものの、公金外現金に係る指摘事項の発生状況は、改善されたとは言いがたい。指摘事項が多く発生している要因と</p>		<p>（総務局 行政部 行政管理課）</p> <p>御意見を受け、令和4年4月21日に総務局長から各局（区）長宛てに、公金外現金の適正な取扱いについて通知を發出し、局（区）内の各課に対し、公金外現金</p>

しては、各所管課において取扱方法や各担当者の役割を十分に理解せず事務を行っていること、局総務担当課や会計室によるチェックがなく公金に比べ厳格性に乏しい管理体制になっていることが考えられる。

今後、各所管課は、公金外現金の事務手続を十分に確認し、適正な事務執行を徹底するとともに、公金外現金を取り扱うことの必要性や合理性を十分に検討・検証されたい。

また、内部統制推進部局である総務局行政部としても、公金外現金に関する内部牽制や自己点検などの管理体制の強化について検討されたい。

## 2 アウトソーシングのマネジメント上の問題点

地方自治法によると、監査委員は監査するにあたっては、住民福祉の増進、最少の経費で最大の効果、組織及び運営の合理化、規模の適正化が図られているかに、特に、意を用いなければならないとされる（地方自治法第2条第14項及び第15項、第199条第3項）。また、本市では、指定管理者制度やPFIの他に特定業務について、マネジメントを含む業務の大部分を包括的に委託している事例が増加しているが、業務のアウトソーシングに際しては、短期的な効率性や経済効果だけでなく、長期的視点から行政サービスの持続可能性を確保しているかどうかに関心することも重要であると考えられ

を取り扱う際には、その取扱方法等の理解や正確な事務処理の確保を図るとともに、新規又は既存のものにかかわらず、取扱いの必要性等を精査するよう依頼しました。

併せて、各所管課における公金外現金の取扱状況の調査を実施しました。今後、調査結果を踏まえたヒアリングを実施することにより、取扱いの必要性等の確認を行います。

内部統制の取組においては、令和4年度から「公金外現金」をリスク一覧表や点検項目一覧表における独立したリスクとし、公金外現金に特化した点検項目を設定する見直しを行いました。

加えて、「公金外現金」を内部統制推進部局が指定する特に重点的に点検が必要なリスク（指定リスク）の1つとして指定し、自己点検などの管理体制の強化を図っています。

<p>る。</p> <p>直近2年間の決算審査において、業務のアウトソーシングに際しては、これまでに蓄積してきたノウハウや職員の知識・経験が失われることがないように十分留意すべきこと、及び、経済性の悪化が進行している場合がみられることから、直営方式との比較検討や委託範囲・契約期間等の妥当性を吟味すべきことなどを主旨として審査意見に付記した。</p> <p>また、上記と同様の観点から、定期監査において、総務局の総務事務センター業務委託、西区役所の市民課窓口業務等委託、上下水道局の検針・料金徴収業務等包括的委託について具体的に意見を付している。その他の部局に対しても決算審査や監査実施の過程で必要に応じて口頭にて注意喚起してきた。</p> <p>その結果、下記のような懸念事項に対して早急に取り組む必要があると認められたため、監査結果に添える意見を表明する。</p> <p>(1) ノウハウ、スキルの向上・継承について          行政は業務の意義及び内容を熟知するとともに事業推進上のリスクにも敏感でなければならない。また、その業務をアウトソーシングする際には、事務の効率化はもちろん、外部の知見によって自らのスキルの向上を図ることも考慮しなければならない。しかし、現状ではノウハウの習得やスキルの向上以前に、蓄積してきたノウハウやスキルの継承が途切れ、委託業務の指導・管理監督、履行確認等も十分にできない懸念がある。</p> <p>このような懸念が生じないよう、行政が関与する必要がある業務をアウトソー</p>	<p>(総務局 行政部 行政管理課)</p> <p>効果的かつ効率的な事務執行を確保し、市民サービスの向上を図るため、各課において業務改善に取り組んでいます。アウトソーシングは、改善手法のひとつとして、広く活用されている状況です。</p> <p>アウトソーシングについては、ノウハウやスキルの継承などに課題があることから、適切な対応が必要であると認識しています。</p> <p>こうしたことから、各課による業務改善において、アウトソーシングを検討する際には、業務の範囲を精査するほか、事業者側の業務フローや事務処理方法等、業務の全体像を職員が把握する機会を設</p>
---	---

<p>シングする場合には、一部は直営で実施するなどによりノウハウを維持・向上させるとともに職員の育成も図ることが重要であると認識されたい。</p>	<p>けるなど、ノウハウの維持・向上にも留意する旨、通知等で示しながら、今年度の業務改善を推進します。</p> <p style="text-align: center;">(上下水道局 サービス推進部 事業サポート課)</p> <p>公営企業として、上下水道事業を持続可能なものとするためには、公民相互の強みを活かせる役割分担の最適化が重要であると考えています。</p> <p>経営、計画、水質管理等のコア業務以外については、経済性及び効率性の観点から、最適な公民連携手法を導入することにより、公民の役割分担の最適化を図りつつ、蓄積してきたノウハウを維持・向上させます。</p> <p>技術継承による職員の育成については、各業務のマニュアルを整備するとともに、業務指標を設定したEBPMによるモニタリング手法を確立し、それらを確実に次世代へ引き継ぎます。また、基礎から応用まで習得できる人材育成システムを構築していくことで、委託業務の指導・管理監督、履行確認等を適正に行うことができる職員を育成します。</p>
<p>(2)最適な規模による発注について</p> <p>もともと別契約であった複数の業務を一括で発注する場合、あるいは、単一の業務であっても大規模な発注となる場合、受注可能な事業者が限定され、競争性が低下することが懸念される。また、中小事業者にとっては公募への参入障壁となることも考えられる。</p> <p>さらに、組織の活力を向上させるために外部資源を活用する場合、特定の取引</p>	<p style="text-align: center;">(財政局 契約部 調達課)</p> <p>業務委託の発注に当たっては、堺市調達方針等に基づき、競争性の確保や市内中小事業者支援のため、適正な分離・分割発注を基本方針としており、このことについて各局に対して、庁内向け研修や通知等により指導を行っています。</p> <p>具体的には、原則として、単一の業務に異なる業種の業務が複数含まれている場合は、専門性と競争性が発揮できるよう</p>

<p>先や外注先に依存しないよう、取引先や外注先を意図的に分散することは経営戦略の原則の一つであるとともにリスク管理の基本である。</p> <p>かかる経営戦略の基本は行政組織においても同様であって、業務のアウトソーシングに際しては、行政が確実にコントロールできる適切な規模で発注することに留意されたい。</p>	<p>業種ごとに分離して発注することや、業務規模が大きく競争性が確保できない場合は、業務を競争性が確保できる規模に分割して発注するよう指導しています。</p> <p>今後も引き続き、競争性の確保や市内中小事業者の参入機会の確保ができるよう、各局に対して適切な規模での発注を指導していきます。あわせて、経済性の悪化がみられる業務については、関係部局と連携して、見直しを図ります。</p> <p style="text-align: center;">(上下水道局 サービス推進部 事業サポート課)</p> <p>委託業務の包括化については、利用者サービスの向上、業務の効率化、スケールメリットによる経済性を念頭に個別に検討しています。</p> <p>大規模な業務や複数の業務を包括的に委託する場合は、共同企業体の参加を認める等、中小事業者に対しても参加の門戸を開き、競争性の確保に留意しながら入札参加条件を定めています。</p> <p>また、業務の履行に対し、複数の監督員を配置する等、規模に相応したモニタリング体制を確立することで、委託業務の質の向上に努めています。</p>
--	---



堺市監査委員公表第38号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年9月9日

堺市監査委員	小堀清次
同	田渕和夫
同	藤坂正則
同	播磨政明

行 管 第 530 号

令和4年8月17日

堺 市 監 査 委 員 様

堺市長 永藤 英機

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり通知いたします。

また、令和4年3月30日付け監委第1759号で提出のあった定期監査及び行政監査の結果に関する報告に添える意見について、対応を講じましたので、別紙のとおり報告いたします。

記

令和4年3月30日付け監査委員報告第32号 システム監査(ICTイノベーション推進室)

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	行政監査（システム監査）	
監査実施期間	令和3年4月28日 ～ 令和4年3月30日	
措置を講じた部局等	ICTイノベーション推進室	
指摘事項等	措置内容	所管部課
<p>1 ICT活用の推進</p> <p>ICT活用の推進について関係書類を調査した結果、以下の意見を付す。</p> <p>[電子申請システムの利用促進について（意見）]</p> <p>行政手続のオンライン化を推進するため、電子申請システムを活用していく必要があるが、当該システムの令和3年4月から6月の利用実績のデータをみると、特定の手続に利用が集中しており、全体的にみると市民による電子申請の利用が活発に行われているとは言い難い状況である。</p> <p>手続の数を増やしていくだけではなく、並行して利用状況を分析し、市民のニーズに歩調をあわせてオンライン化を進めるとともに、利用促進のための方策を講じられたい。</p> <p>[RPAの活用について（意見）]</p> <p>RPAの活用については、総務省の自治体DX推進計画においても重点取組事項として掲げられているが、本市においても令和元年度から導入を進めている。令和2年</p>	<p>令和3年度の総申請件数(窓口予約分も含む)は91,392件で、令和2年度の36,300件から約3倍に増加しています。</p> <p>引き続き本市において年間受付件数が3,000件以上ある処理件数の多い手続に加え、国が示した「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」については、本室が積極的にサポートし、個別に業務所管課と協議を重ねオンライン化を進めます。</p> <p>令和3年度よりサーバ型RPAに切り替え費用抑制を図りつつ、各所管課の個別具体的な業務の効率化として新たに63作業のRPA化を実現して</p>	<p>システム活用担当</p> <p>システム活用担当</p>



<p>度においては、医療年金課の後期高齢者医療事務と総務担当課 16 課に文書管理システムの処理について導入を図ったものの費用対効果の面では課題が見受けられる。本市における RPA の活用についてはまだ発展途上であり、今後、中長期的に評価を行う必要があるが、費用対効果を向上させることを最優先の目標として RPA の導入を進められたい。</p> <p>2 情報システム・インフラ等の運用管理</p> <p>情報システム・インフラ等の運用管理について関係書類を調査した結果、以下の意見を付す。</p> <p>[統合基盤に係る契約について（意見）]</p> <p>統合基盤について、平成 30 年度に第二期の契約の総合評価一般競争入札を行ったが不調となり、唯一の入札者と交渉し随意契約を締結している。</p> <p>2 年後に第三期の契約を締結する際、契約金額のさらなる上昇や最悪の場合入札参加希望者が現れないなどの契約上のリスクが想定されるため、多くの事業者の参加により競争性を確保したうえで、本市が有利に契約を締結し優良なサービスの提供を受けられるように、入札参加希望者が少ない原因を分析し、要求仕様や契約方法等の見直しを検討されたい。</p> <p>また、要求仕様は必要最小限のレベルとし、コスト削減を優先さ</p>	<p>います。</p> <p>構築したロボットの稼働により、費用対効果のバランスが取れ、導入効果が高まることを見込みつつ、引き続き、事務効率化に資するロボットの構築に取り組みます。</p> <p>第二期の調達仕様書を作成するにあたり、7つの事業者にRFI（情報提供依頼：事業者に対し製品やサービス、技術手法等の情報提供を依頼すること）を実施していましたが、1者の応札という結果でした。入札に参加しなかった理由は、聞き取りができた事業者によると、システムを構築する要員を確保できないというものでした。第三期の調達については、公開 RFI 等により多くの情報収集を実施し、多くの事業者が参加できる仕様の検討や事業者の状況確認を実施します。</p> <p>また、要求仕様においても</p>	<p>システム活用担当</p>
---	---	-----------------

<p>りたい。</p> <p>[クラウドの活用について（意見）]          国においては、2018年に発表した「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」において、クラウドの利用を第一候補として検討する「クラウド・バイ・デフォルト原則」という方針が打ち出されている。</p> <p>一般論として、パッケージのカスタマイズを行わないのであれば、本市独自のシステム開発に拘る必要はなく、統合型GISシステムや施設予約システムのような民間事業者のシステムの利用の方がコスト的にも有利である。</p> <p>さらに、国が令和7年度を目標年次としているシステムの標準化と合わせて、全国的にクラウド移行が加速していくと予想され、本市についても既存システムのクラウド移行について検討すべきであると考えている。</p> <p>また、汎用機の廃止や統合基盤の導入に伴い、電算機室に設置されていた機器が大幅に減り、すでにかかなりのスペースが空いている。今後、既存システムのクラウド移行に伴い、さらに空きスペースが増えることが想定される。本庁舎では全体的に事務室スペースが不足している中、空きスペースの有効活用について庁舎管理担当所属と調整されたい。</p>	<p>RFIで収集する情報を精査、検討し、必要最小限のレベルとしてコスト削減に努めます。</p> <p>国の情報システムについては「クラウド・バイ・デフォルト原則」の方針が打ち出され、2021年に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の中で「クラウド・バイ・デフォルト原則を徹底し、クラウドサービスの利用を第一候補として検討するとともに、共通的に必要とされる機能は共通部品として共用できるよう、機能ごとに細分化された部品を組み合わせる設計思想に基づいた整備を推進する。」とされています。</p> <p>国がめざすデジタル社会実現のためには、国が主導的な役割を果たし、自治体全体として、足並みを揃えて取り組んでいく必要があることから、堺市においても同様の取組をする必要があると考えています。</p> <p>また、既存システムの更新時には、国の自治体システム標準化や他自治体の動向も注視しつつ、主に次の4点を評価しながらクラウド移行についての検討を進めます。</p> <p>① 現有システムの更新時期          ② クラウド利用による業務改革・業務標準化の可能性・方</p>	<p>システム活用担当</p>
--	--	-----------------

<p>[ファイルサーバについて（意見）] 各所属において共有される電子ファイルを保管するために、ICTイノベーション推進室が管理する庁内 LAN 上のファイルサーバのディスクが割り当てられている。各所属において使用可能な容量は制限されており、最近のペーパーレス化推進の中で容量不足が深刻化し、容量追加の依頼も多いとのことである。 各所属への容量の割当てについては、事務効率を低下させないよう十分な容量を確保されたい。</p>	<p>向性 ③クラウド利用により期待される効果 ④クラウド利用により想定される課題とその対応策</p> <p>電算機室については、第二期統合基盤が令和2年から稼働し、更に多くのシステムがこの基盤上で稼働したことから、空きスペースができました。しかしながら、電算機室には火災時に窒素を部屋中に充満させる消火装置やサーバ等機器用の空調設備など、そのままの状態では事務室に転用できない造りとなっています。今後クラウド移行が進み、空きスペースが更に増えることも想定されるため、総務局とも協議しながらスペースの有効活用を検討します。</p> <p>共有フォルダの容量追加依頼が多くなっており、これまで依頼のあった所管課には容量追加の対応をしてきました。ペーパーレス化推進のためにも更なる追加対応が必要であることから、これまでの容量制限を見直し、令和4年5月末に各所属に対して十分な容量の割当てを行いました。</p>	<p>システム活用担当</p>
--	--	-----------------

<p>[テレワーク基盤について（意見）]</p> <p>令和2年度において、新型コロナウイルス感染症のさらなる感染拡大に備えて、既存のテレワーク環境とは別に新たなテレワーク環境を構築している。</p> <p>環境の構築からその後の保守までを委託の範囲とした6年間で総額7億5,130万円の委託契約を締結しており、令和2年度及び3年度の支出については、国から支給されるコロナ対策事業に係る交付金が充当されたものの、4年度以降については現状その保証はない。</p> <p>さらに、いずれ機器更新の時期が到来するが、本市の財政状況を考慮すると、財政負担が大きいと考えられるため、次回調達時は、必要最小限の仕様とし経費の節減を図りたい。</p> <p>3 情報システム等に関する内部統制</p> <p>情報システム等に関する内部統制について関係書類を調査した結果、以下の意見を付す。</p> <p>[トータルコストの削減について（意見）]</p> <p>堺市ICT戦略には、今後、総所有コスト削減の観点から、引き続き業務システム全体の最適化が必要な状況にあります、と記載されている。</p> <p>一方、ICTイノベーション推進室（令和元年度以前は情報化推進課）のこの10年間の決算額をみると平成22年度決算額が約9億7千</p>	<p>次回調達時には、本市のテレワークに対する方向性、社会情勢、新たな技術等を踏まえて、総務局とも協議しながら、必要最小限の仕様を検討します。</p> <p>当室のICT経費が増加しているのは、市全体のICT経費削減のために各業務所管課が個別に調達していたサーバを統合した「統合基盤」の導入や各業務システム用端末の一括調達のほか、税総合電算システムにかかる予算の移管や新たなテレワーク環境構築など</p>	<p>システム活用担当</p> <p>DX企画担当</p>
---	--	-------------------------------

<p>万円に対して、令和2年度の決算額は約25億6千万円となっており、倍以上に増えている。</p> <p>本市財政は非常に厳しい状況にあり、全庁的にこれまでにないほどに経費削減に取り組んでいる。ICT関連経費についても聖域ではなく、より低いコストで実現できないかを常に検討していく必要がある。そのためには、ICTイノベーション推進室が今まで以上に高いコスト意識をもち、自ら経費節減に向けた新たな試みを実践するとともに継続的にシステムの最適化を進められたい。</p> <p>[システム開発の事後検証について (意見)]</p> <p>ICT関連の予算要求を行う場合、ICTイノベーション推進室と事前に調整した後に予算要求を行うことになっている。特に、システムの新規開発や再構築を行う場合は、費用対効果の試算も求められる。</p> <p>しかし、システム開発等において、事前に設定した目標や期待した効果について事後に検証を行うといった事務ルールが確立されておらず、令和2年度にシステム監査の対象となった文書管理システムや職員情報システムにおいてもその証跡は確認できなかった。</p>	<p>によるものが主な理由です。ICT経費を聖域とは考えておらず、業務内容の見直しや事業者へのヒアリング、RFIの実施などにより、予算要求の段階から内容を精査し、経費削減に努めています。</p> <p>また、令和3年度第2回堺市ICT戦略推進本部会議で示したとおり、各所管課に対しては、ICT予算要求の検討段階からヒアリングを実施し、きめ細やかな相談対応やICT予算の精査も行っており、事業内容や工数等の適正化を実施しています。</p> <p>引き続き、システム導入のイニシャルコストだけでなく、稼働後のランニングコストも含めたコスト削減に取り組みます。</p> <p>予算要求時に見込んだ効果 が実際に得られているのかを 検証することは重要なこと であると考えています。ただ、 検証をどのように行うのか、 どうすることが適切であるか といったことはかねてからの 課題となっており、システム 導入後すぐに効果を検証でき るシステムばかりではなく、 一定期間が経過した後に 検証が可能となる場合や、 複数の要因が連動することで 検証が可能となる場合が あります。そ</p>	<p>DX企画担当</p>
---	---	---------------

<p>システム開発等大規模な ICT 投資については、事後の検証が必ず行われるようなルール作りを行い、予算を執行した所属はもちろんのこと、ICT イノベーション推進室が中心となって本市全体の ICT 投資の振り返りを行われたい。</p> <p>[ICT 人材育成について（意見）]</p> <p>堺市 ICT 戦略において、4 つ目の戦略として ICT リテラシーの向上が掲げられている。その主な取組として、職員研修により DX 推進に向けた意識醸成を行っていくとのことであるが、実際に ICT を活用している現場への助言や ICT 事業者との交渉などにおいてスペシャリストも一定数必要である。また、今後の ICT 活用業務の拡大を想定すると、ICT に関する専門的知識や実務経験をもった人材に対する需要は年々高まっていくことが予想される。</p> <p>民間においても ICT 人材が不足している中で困難な状況ではあるが、ICT 専門職の常勤職員としての任用について中長期的に検討されたい。</p>	<p>ここで、まずは他の要因を考慮しない形で導入後の検証が可能なシステムを対象に事後検証の取組を進めます。</p> <p>DX の推進にあたっては、職員の育成と ICT スキルの高い人材の確保といった課題があると考えています。</p> <p>職員の育成については、DX の考え方やデータの重要性を理解しながら、業務の進め方や考え方を自発的に変えていけるような DX を意欲的に推進する職員の育成を人材開発課と連携して取り組む予定です。</p> <p>また、人材の確保については、一定のスキルを持ち、適切にデジタル技術と組み合わせた業務の変革を支援できる外部人材を活用します。</p> <p>なお、ICT 専門職として常勤職員を採用することは、配属先の固定化や同一職場によるモチベーションの維持・確保等の課題が想定されるため、任用については中長期的に検討を進めます。</p>	<p>ICT 政策担当</p>
--	--	-----------------